

世代別計画

子ども世代（乳幼児期、学齢期）

成人世代（青年期、壮年期）

高齢世代（高齢期）

世代別計画

今後、さらに少子・高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進むと予想されるなか、町民がまちづくりに関心を持てるよう、町民と行政が情報共有を図りながら協働によるまちづくりを展開していく必要があります。

町で行っている施策を分かりやすく示すため、全年齢を3つの世代に分け、町民一人ひとりに施策の理解を深めてもらい、町民とともにまちづくりを進めていきます。

- | | |
|-------------------|----------|
| ●子ども世代（0歳から14歳まで） | 乳幼児期、学齢期 |
| ●成人世代（15歳から64歳まで） | 青年期、壮年期 |
| ●高齢世代（65歳以上） | 高齢期 |

世代別計画の内容について

世代別計画は、世代ごとに「世代向け施策の概要」と「松伏町の対象世代の動向」を整理し、今後のまちづくりに向けて、「対象世代向け基本計画」のソフト事業を示しています。



子ども世代(乳幼児期、学齢期)

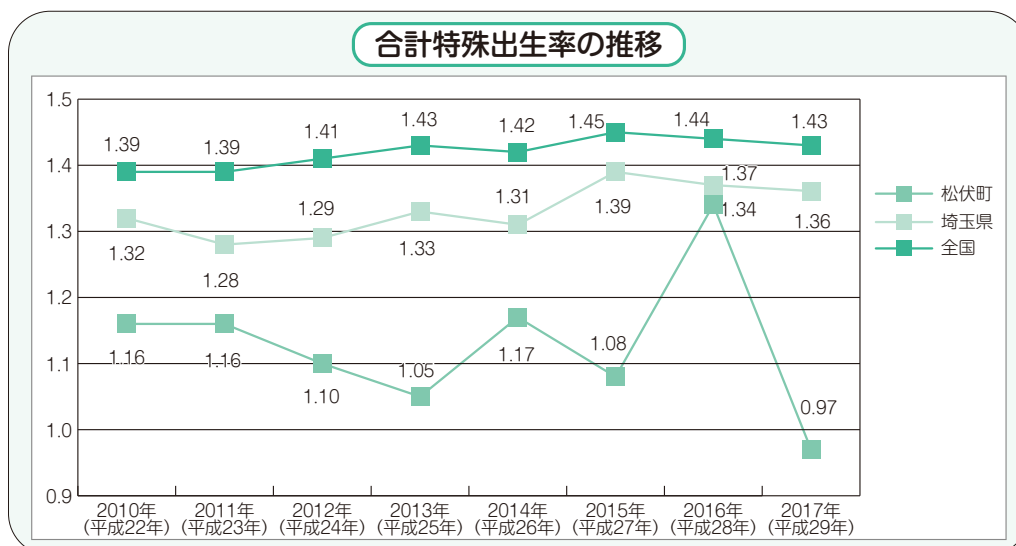
1 世代向け施策の概要

乳幼児期の子どもには、親子で触れ合うことは子育てにおいて非常に重要であることから、乳幼児期の子どもを育てる家庭の笑顔あふれる町をめざします。家庭や地域における子育て機能が低下するなか、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもの成長過程に応じた必要な子育て情報や学習機会の提供、相談体制の整備など、各家庭の子育てを支援していく必要があります。また、少子化対策を進めていくためにも子どもを育てやすい環境を整えます。

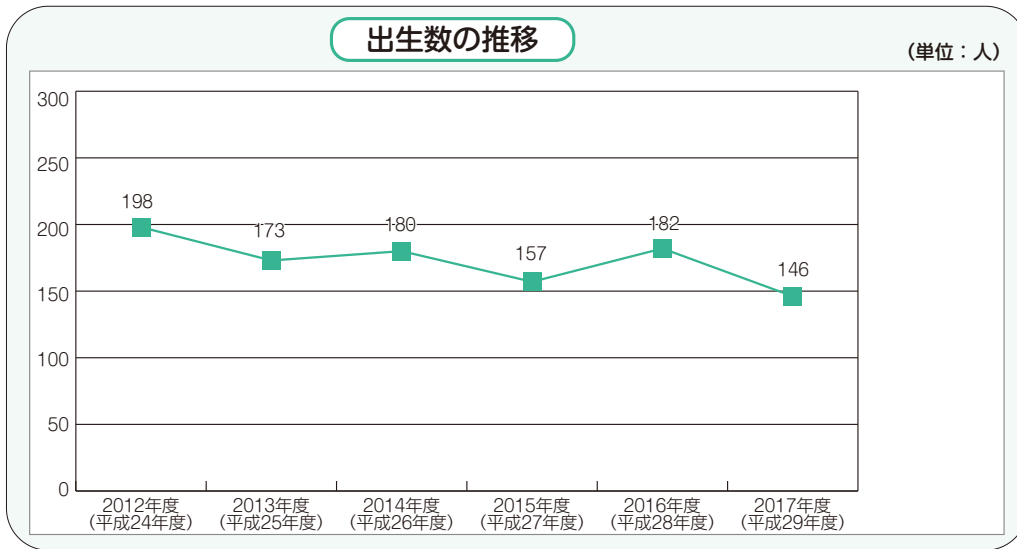
学齢期の子どもには、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむための教育が必要です。学校・地域の実情に基づいて教育の質のさらなる向上を図るとともに、社会の変化に応じた情報教育、国際理解や環境・エネルギー教育などの新たな教育課題にも取り組みます。

2 松伏町の対象世代の動向

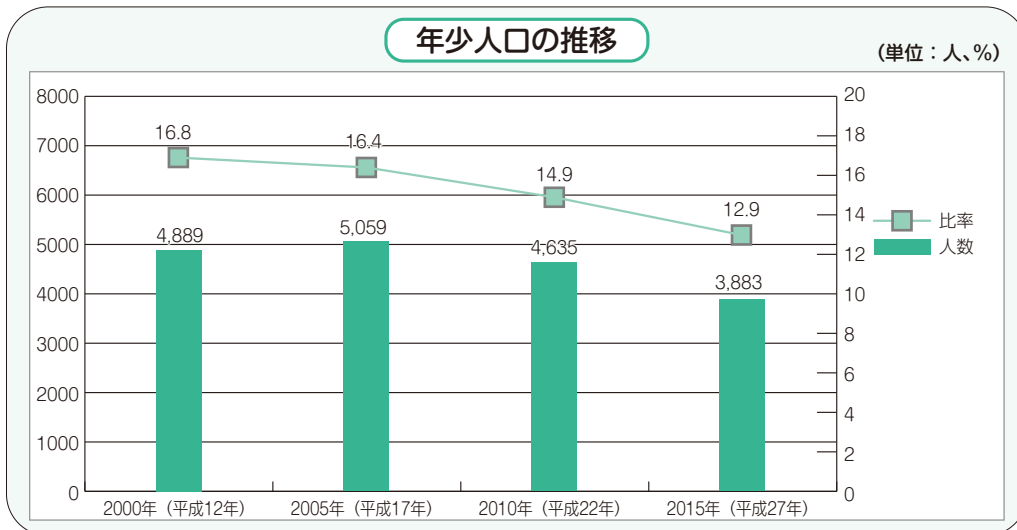
- ・ 本町の*合計特殊出生率は、全国、埼玉県を下回っており、2017年（平成29年）には、1.0未満となっています。
- ・ 出生数は、近年、年間150～200人の間を上下していましたが、2017年度（平成29年度）には、150人を下回りました。
- ・ 0～14歳の*年少人口は2005年（平成17年）をピークに減少に転じています。
- ・ 小学校児童数は、2010年（平成22年）の2,000人台から2018年（平成30年）の1,500人台に減少しています。中学校生徒数も減少が続き、2018年（平成30年）には、900人を下回っています。



資料 埼玉県 保健医療部

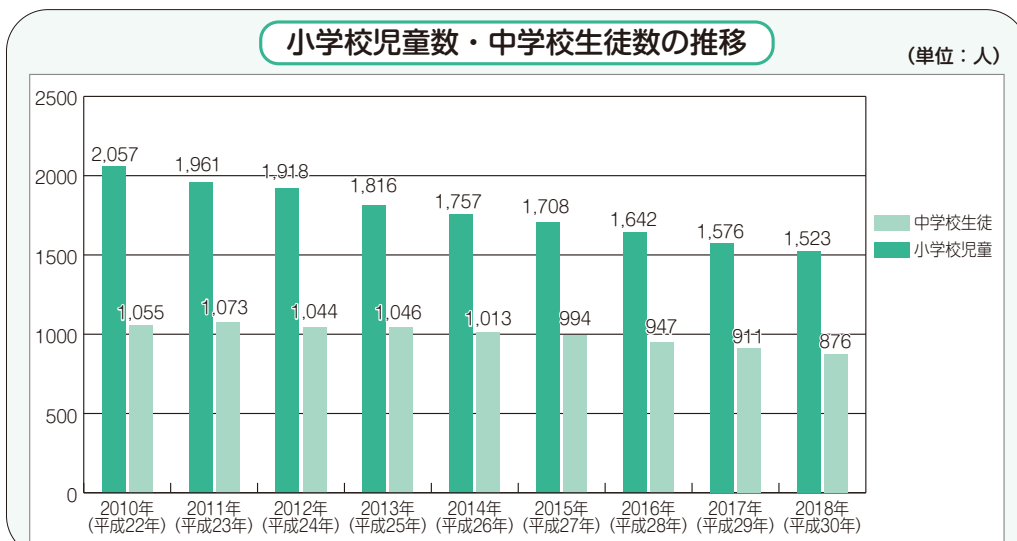


資料 住民基本台帳



比率は、年齢不詳を除き算出

資料 国勢調査



毎年5月1日現在

資料 学校基本調査

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する町民のニーズの多様化に応じるさまざまな支援を実施します。

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう母子の保健・医療を充実します。また、子育て環境の充実や子どもを取り巻く環境の整備などに取り組みます。

「心豊かにたくましく生きる松伏の子の育成」を掲げ、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視した知・徳・体の調和の取れた「生きる力」をはぐくむ教育を推進します。

- 育児のためのコミュニティの充実
- 経済的支援の拡充
- 仕事と子育ての両立支援の推進
- 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進
- 母子保健・医療の拡充
- 充実した子育て環境の形成
- 青少年健全育成の推進
- 「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- 学習しやすい教育環境の充実
- 地域・家庭・学校の連携

健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

幼児期からの望ましい食生活習慣の定着を図るため、栄養士などによる食育を推進し、健康的な生活習慣の確立をめざします。

子どもや障がいのある人、高齢者など、支援を必要とする人への理解を促すとともに、福祉に関する学習機会などを通じて、*ノーマライゼーション理念の普及による福祉意識の向上を一層進めます。

- 健康づくりを行う環境の醸成
- 人にやさしいまちづくりの推進

町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

子どもに対する虐待など、多くの人権問題が未だ根強く残っているため、「*松伏町人権施策推進指針」に基づき、関係機関と連携しながらさまざまな人権問題に対する取り組みを総合的に推進します。

幼児期からの教育や学習を進めるため、保育士や教職員への研修を図ります。

多文化共生をめざし、異なる文化や習慣への偏見をなくすため、国籍を超えた交流を深める機会を充実します。

町民一人ひとりが生涯にわたり学習できる環境を整えるとともに、学んだ成果をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めます。また、芸術や文化に親しむ機会の提供や、町民の自主的な活動を支援します。

子どもから高齢者まで心身ともに健やかに暮らすため、生涯スポーツ活動を推進します。また、町民の国際的な意識を高めるため、国際的な交流を支援します。

- 啓発・教育活動の推進
- 男女平等の意識づくりの推進
- 多文化共生の推進
- スポーツ活動の充実
- 芸術・文化活動の充実
- 多様な学習機会の提供
- 広域交流の充実

安全・安心な暮らしのできるまちづくり

交通指導員や交通安全関係団体と連携した交通安全運動により、子どもや高齢者を主な対象とした交通安全教育を推進します。

子どもを犯罪から守るため、「*子ども110番の家」の拡大を図ります。

●交通安全の推進

●防犯体制の充実

成人世代(青年期、壮年期)

1 世代向け施策の概要

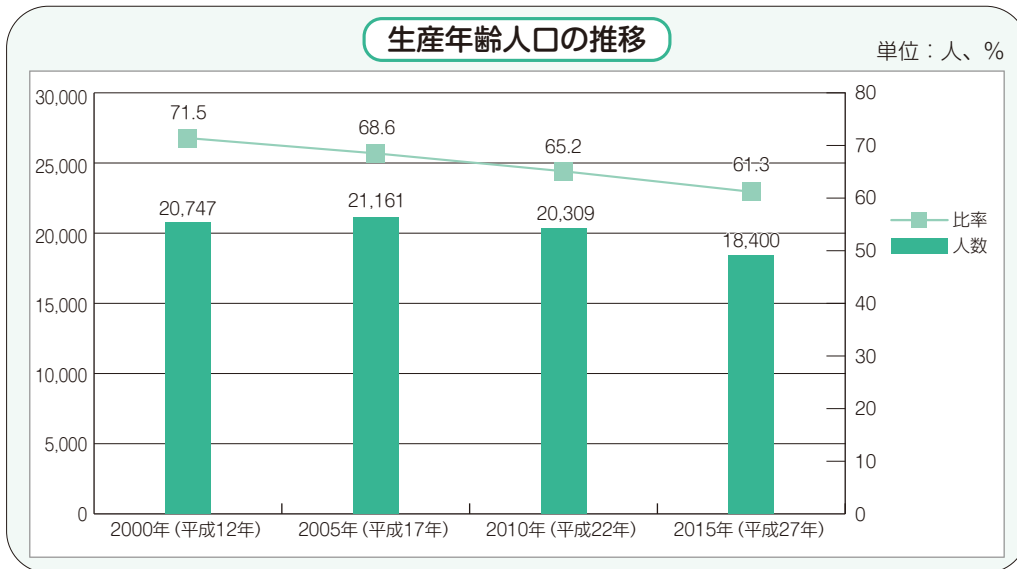
成人世代の生産年齢（15～64歳）の期間は、人生において自立・就労・結婚・子育ての時期であり、最も経済活動が盛んになるとともに、スポーツや芸術・文化などの活動の意欲も高まる時期です。また、コミュニティ活動などの中心となって活躍することが期待されます。

行政は、男女ともに就労機会を確保するため、町の産業・経済を振興します。また、家族形成や子育てを支援し、健康で文化的な生活環境や仲間を増やせる場所、土曜日、日曜日、休日を有意義に過ごせる環境を整えます。

また、経済活動や生活上の様々な危険を回避する保健、防災・防犯・危機管理、セーフティネットとして、人権の保障、保険・福祉・医療制度の提供を行います。

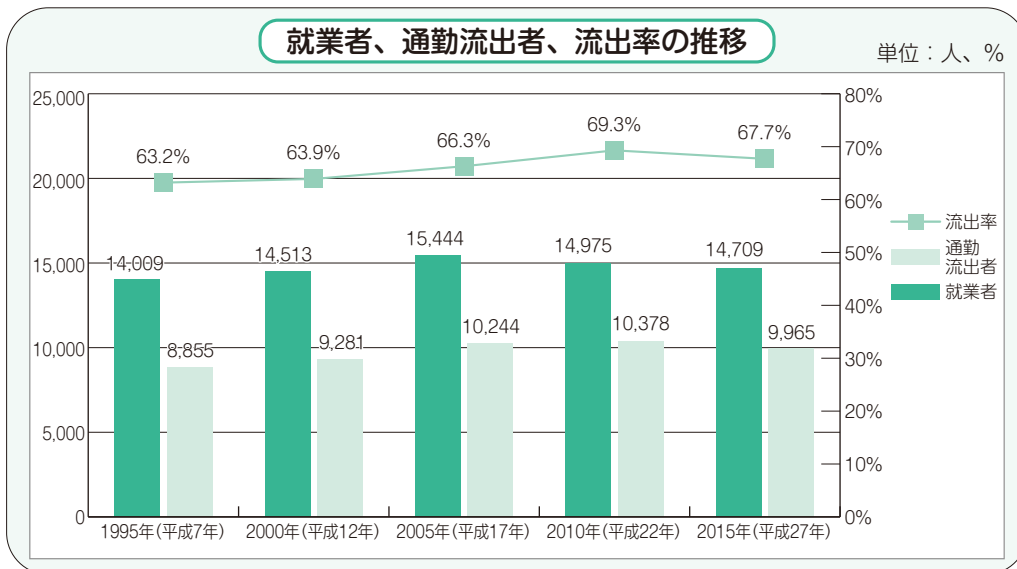
2 松伏町の対象世代の動向

- ・ 15～64歳の*生産年齢人口は、2005年（平成17年）をピークに減少に転じています。
- ・ 本町の就業者（本町に住んで町内外で就業してる人）は、2005年（平成17年）をピークに減少に転じていますが、減少はゆるやかです。うち町外に働きに出ている人（通勤流出者）も、2010年（平成22年）からやや減少しています。流出率（通勤流出者数／就業者数）は、概ね横ばいです。
- ・ 完全失業率（完全失業者数／労働力人口）は、2010年（平成22年）をピークに改善しています。
- ・ 労働力率（人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合、15歳以上5歳ごとに算出）において、女性のM字カーブ（結婚・出産期に当たる年代に労働力率の低下）がみられます。



比率は年齢不詳を除いて算出

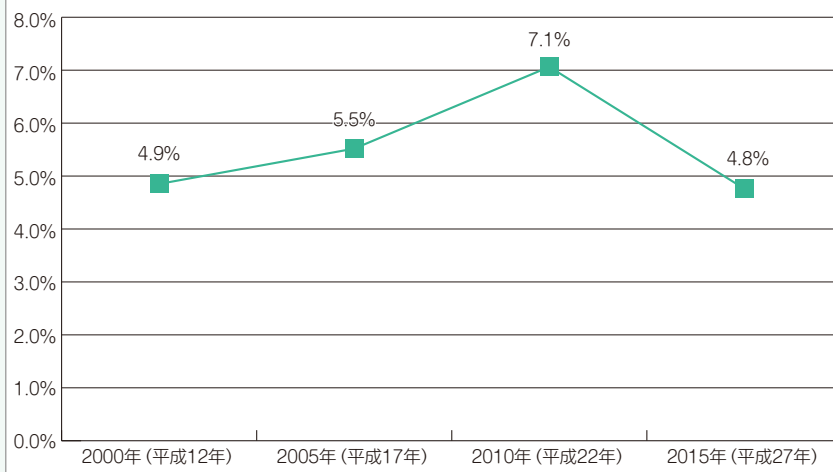
資料 国勢調査



資料 国勢調査

完全失業率の推移

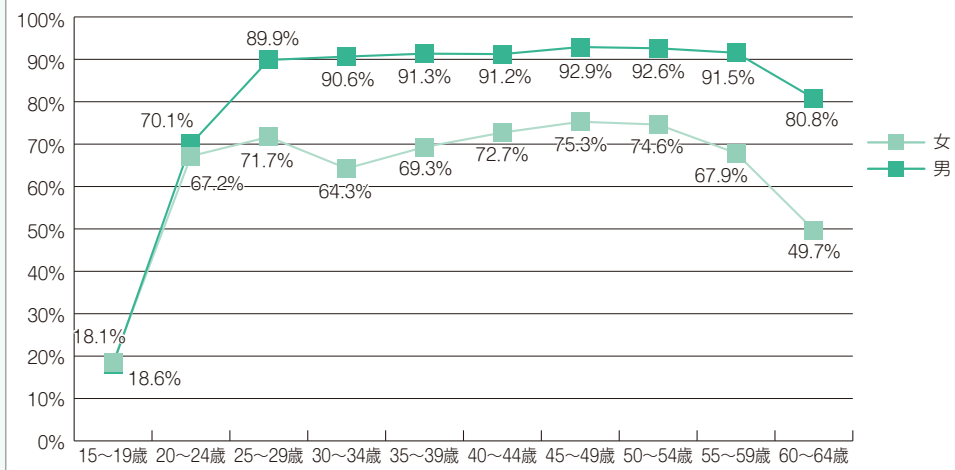
単位：％



資料 国勢調査

労働力率の状況

単位：％



資料 平成27年国勢調査

3

対象世代向け基本計画

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する町民のニーズの多様化に応じるさまざまな支援を実施します。

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう母子の保健・医療を充実します。また、子育て環境の充実や子どもを取り巻く環境の整備などに取り組みます。

「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成やその体制づくりを図るため、コミュニティ・スクールを推進し、地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子どもをはぐくみます。

- 育児のためのコミュニティの充実
- 経済的支援の拡充
- 仕事と子育ての両立支援の推進
- 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進
- 母子保健・医療の拡充
- 充実した子育て環境の形成
- 青少年健全育成の推進
- 地域・家庭・学校の連携

健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、「自分の健康は自分でつくるもの」を基本とし、それぞれの年代に応じた健康づくりや保健サービスを充実します。

住み慣れた地域において、高齢者、障がい者、子どもなど、すべての町民が健康とともに支え合いながら生きる、地域ぐるみの福祉体制の確立をめざします。

障がい者が地域のなかで支えられながら自立して生きることができるよう、社会参加を促進し、福祉サービスを充実させます。

- スポーツによる健康づくりの推進
- 地域福祉活動の促進
- 人にやさしいまちづくりの推進
- 社会参加の促進と就労支援の推進

町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

「松伏町人権施策推進指針」に基づき、関係機関と連携しながらさまざまな人権問題に対する取り組みを総合的に推進します。

地域・家庭・学校・職場といった、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる、いきいきと活動できる社会の実現に努めます。

町民と行政が相互理解を深めながら、町民参画の機会や協働でまちづくりを推進する仕組みや場づくりに努めます。

地域の活性化を図るため、自治会加入率の向上に努めるとともに、自治会活動への支援、活動環境の充実に努めます。

町民一人ひとりが生涯にわたり学習できる環境を整えるとともに、学んだ成果をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めます。また、芸術や文化に親しむ機会の提供や、町民の自主的な活動を支援します。

子どもから高齢者まで心身ともに健やかに暮らすため、生涯スポーツ活動を推進します。また、町民の国際的な意識を高めるため、国際的な交流を支援します。

- 啓発・教育活動の推進
- 協働の担い手の育成
- 自治会活動の活性化の促進
- スポーツ活動の充実
- 多様な学習機会の提供
- 男女対等な社会づくりの推進
- コミュニティ意識の啓発
- 多文化共生の推進
- 芸術・文化活動の充実
- 広域交流の充実

安全・安心な暮らしのできるまちづくり

消費生活の安全向上をめざし、消費者の意識を啓発するとともに、関係機関との連携により相談体制の充実に努めます。

- 消費者の自立の支援
- 消費者相談体制の充実

序
論

基本構想

基本計画

大綱1
子育て支援

大綱2
健康福祉・
社会保障

大綱3
地域・男女共同
参画

大綱4
産業振興

大綱5
生活基盤整備

大綱6
生活環境の充実

大綱7
行政財政運営の
充実

地区別計画

世代別計画

資料

高齢世代(高齢期)

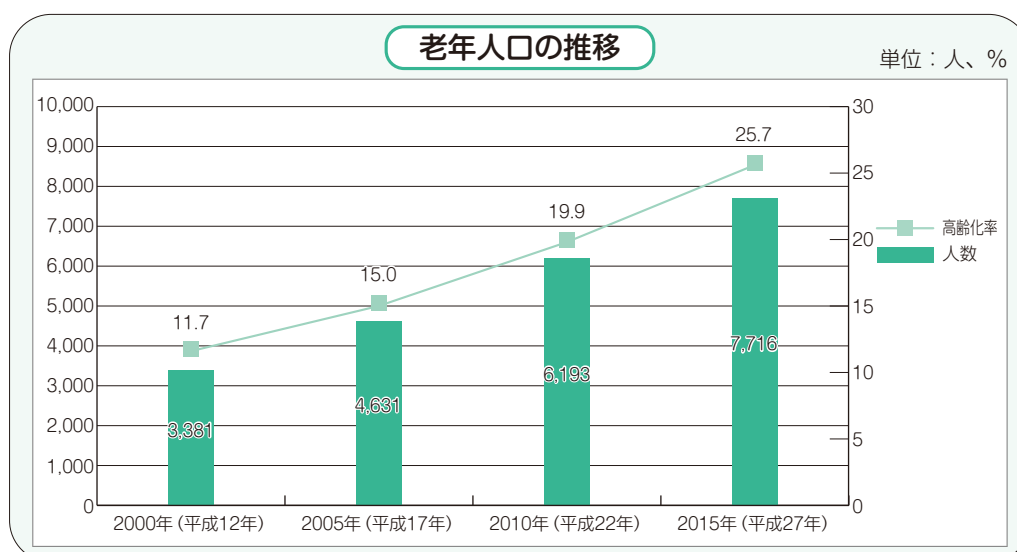
1 世代向け施策の概要

高齢世代には、就労やコミュニティを支える役割が求められるとともに、スポーツ・芸術・文化活動や趣味の活動も活発に行う元気な方が増えてきており、行政には、その支援や環境整備が求められます。高齢者が自立できる期間を長くするよう、生涯現役の社会づくりを推進します。

一方で、高齢者は、災害時の*要配慮者や交通弱者として配慮が求められます。また、医療・介護や福祉が必要となる機会も多く、そのために整えられた制度の適正な運用を行います。

2 松伏町の対象世代の動向

- ・ *老年人口は増加し、*高齢化率も25%を超えています。
- ・ 高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯の数は、1990年（平成2年）の10倍以上に増加しました。
- ・ 2015年（平成27年）の65歳以上の就業者数は、2000年（平成12年）から3倍弱に増加しています。
- ・ 介護保険制度の認定者数も、年々増加しています。

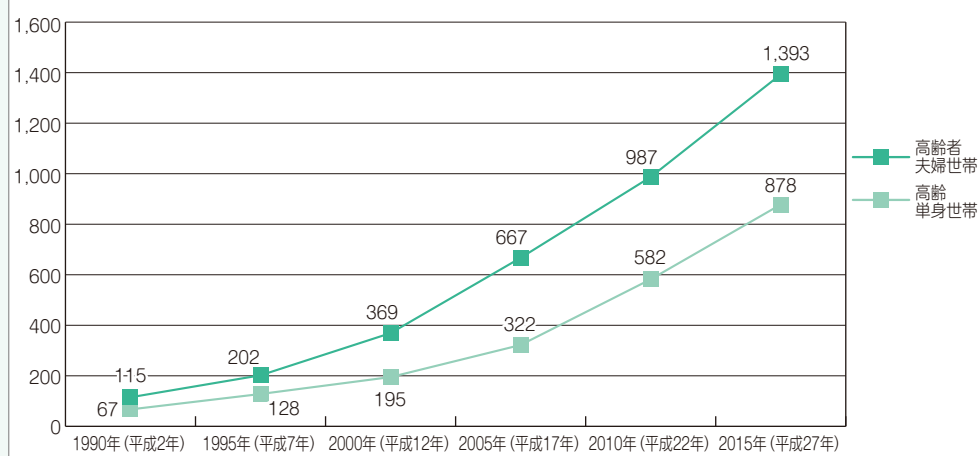


高齢化率は、年齢不詳を除き算出

資料 国勢調査

高齢者夫婦世帯・高齢者単身世帯の推移

単位：世帯

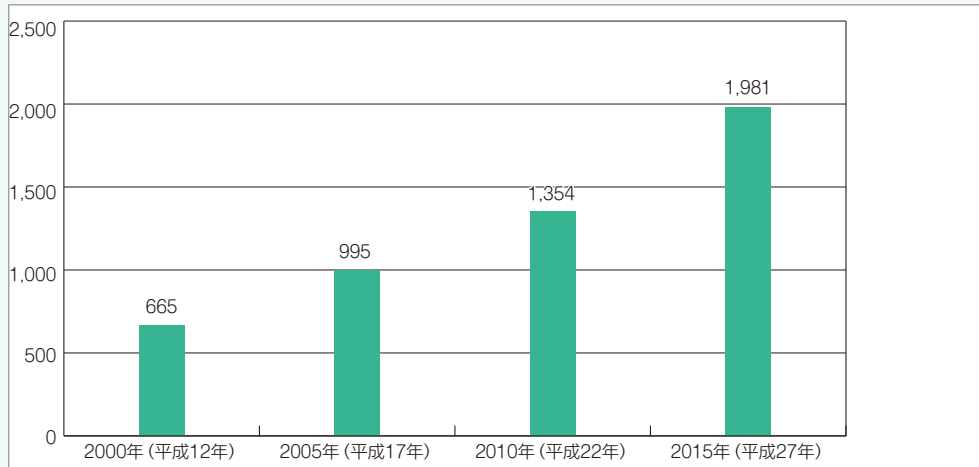


高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
平成2年は、夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
高齢者単身世帯：65歳以上の人一人のみの一般世帯

資料 国勢調査

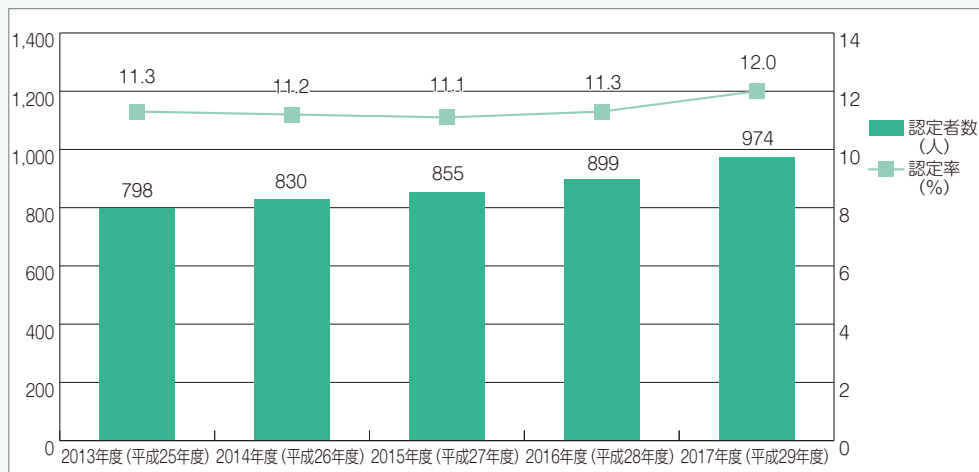
65歳以上就業者の推移

単位：人



資料 国勢調査

介護保険の認定者の推移



各年度末(3月31日現在)

資料 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(いきいき福祉課)

3 対象世代向け基本計画

健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、「自分の健康は自分でつくるもの」を基本とし、それぞれの年代に応じた健康づくりや保健サービスを充実します。

住み慣れた地域において、高齢者、障がい者、子どもなど、すべての町民が健康とともに支え合いながら生きる、地域ぐるみの福祉体制の確立をめざします。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、社会参加の機会を充実するとともに、支援を必要とする高齢者の生活を支援します。また、介護サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、適切な介護サービス提供の確保と、持続可能な介護保険制度の構築をめざします。

障がい者が地域のなかで支えられながら自立して生きることができるよう、社会参加を促進し、福祉サービスを充実させます。

- 健康づくりを行う環境の醸成
- 人にやさしいまちづくりの推進
- 生きがいづくりの推進
- 生活支援の充実
- 医療保険制度の適正な運営
- 社会参加の促進と就労支援の推進
- スポーツによる健康づくりの推進
- 要配慮者の見守り活動の促進
- 介護予防の推進
- 地域ケア体制の強化
- 介護保険事業の適正化

町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

高齢者に対する虐待など、多くの人権問題が未だ根強く残っているため、「松伏町人権施策推進指針」に基づき、関係機関と連携しながらさまざまな人権問題に対する取り組みを総合的に推進します。

地域の活性化を図るため、自治会加入率の向上に努めるとともに、自治会活動への支援、活動環境の充実に努めます。

町民一人ひとりが生涯にわたり学習できる環境を整えるとともに、学んだ成果をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めます。また、芸術や文化に親しむ機会の提供や、町民の自主的な活動を支援します。

子どもから高齢者まで心身ともに健やかに暮らすため、生涯スポーツ活動を推進します。

- 啓発・教育活動の推進
- 多文化共生の推進
- 芸術・文化活動の充実
- コミュニティ意識の啓発
- スポーツ活動の充実
- 多様な学習機会の充実

安全・安心な暮らしのできるまちづくり

交通指導員や交通安全関係団体と連携した交通安全運動により、子どもや高齢者を主な対象とした交通安全教育を推進します。

地域内の一人暮らしの高齢者・障がい者の把握に努め、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を構築します。

消費生活の安定向上をめざし、消費者の意識を啓発するとともに、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

●交通安全の推進

●防災体制の充実

●消費者の自立の支援

●消費者相談体制の充実

用語解説(50音順)

合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の占める割合。

子ども110番の家

子どもたちが犯罪等の被害に遭いそうになった場合に駆け込み、助けを求めることができるように、「子ども110番の家」の表示板を掲げて一時的な保護や警察等への連絡などを行う緊急避難場所のこと。市町村、PTA等から委嘱された地域のボランティアで運営される。

生産年齢人口

15歳以上65歳未満の人口。

年少人口

15歳未満の人口。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など、社会的に不利益を負いやしい人々を特別視するのではなく、地域社会のなかで他の人々と同じように生活することができ、ともに生きる社会こそ普通（ノーマル）であり、本来あるべき姿であるという考え方。

松伏町人権施策推進指針

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を浸透させることを目標とし、人権教育・啓発の総合的な取り組みの推進を示したものの。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

老年人口

65歳以上の人口。

